

○岩国市看護師等確保対策基金条例施行規則

令和4年9月26日規則第99号

岩国市看護師等確保対策基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市看護師等確保対策基金条例（令和4年条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、基金の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第1条の目的を達成するための事業は、看護学生修学資金貸付事業とする。

(処分の対象)

第3条 条例第4条の規定により基金を処分して充てることができる経費は、前条に規定する事業に要する経費に限るものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。